

岐阜県公報

号 外 (九) 令 和 七 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 ページ

告 示

○統轄店、集中店及び主管取扱店

(出 納 管 理 課) 四

訓 令

○岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令
○岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(法 務 ・ 情 報 公 開 課)
(管 財 課) 六 八

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十四号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県スポーツ推進審議会委員」及び「岐阜県社会教育委員

岐阜県生涯学習審議会委員

「岐阜県私立学校審議会委員

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会委員

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会臨時委員

岐阜県青少年育成審議会委員

「岐阜県美術館協議会委員

岐阜県現代陶芸美術館協議会委員

岐阜県図書館協議会委員

岐阜県博物館協議会委員

岐阜県文化財保護審議会委員

「

女共同参画二十一世紀審議会委員」を削り、「ぎふ少子化対策県民連携会議専門委員」

「ぎふ少子化対策県民連携会議専門委員 岐阜県青少年育成審議会委員 」に、「岐阜県児童福祉審議会臨時委員」を 岐阜県児童福祉審議会臨時委員 岐阜県私立学校審議会委員 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会臨時委員 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会委員 」 「岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会委員 岐阜県美術館協議会委員 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員 岐阜県図書館協議会委員 岐阜県博物館協議会委員 岐阜県文化財保護審議会委員 岐阜県スポーツ推進審議会委員 」 「岐阜県 岐阜県地方産業教育審議会委員」を 岐阜県 に改める。 本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。		区 分	金 額
法務・情報公開課法務顧問	年額		一、二〇〇、〇〇〇円
非常勤健康管理医	月額		一六六、六〇〇円
非常勤地区健康管理医	月額		三六、五〇〇円
選挙長	日額		一〇、八〇〇円
選挙分会長	日額		一〇、八〇〇円

審査分会長	日額	一〇、八〇〇円
選挙立会人	日額	八、九〇〇円
審査分会立会人	日額	八、九〇〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
統計調査員	日額	九、四〇〇円
統計調査指導員	日額	九、四五〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一四、〇〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
災害医療コーディネーター	日額	一四、二〇〇円
災害時小児周産期リエゾン	日額	一四、二〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一四、二〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額	一四、二〇〇円
へき地医療総合対策医	日額	一四、二〇〇円

精神保健指定医	勤務一回につき	一四、二〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
精神障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
地域福祉課非常勤医師	月額	一五六、三〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
知的障害者医学判定非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一四、二〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
女性相談支援センター非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	年額	四、八〇〇、〇〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円
美術館顧問	年額	九六七、〇〇〇円
美術館館長	年額	五、九二六、八〇〇円
現代陶芸美術館顧問	年額	二、四〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館館長	月額	五五八、五〇〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一四、二〇〇円
花と緑の振興顧問	年額	三、六〇〇、〇〇〇円
国際園芸アカデミー顧問	月額	三二八、〇〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三二、二〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
建築構造専門委員	日額	一〇、〇〇〇円
監査専門委員	日額	三三、〇〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額	一〇、〇〇〇円
教職員産業医	月額	三五、〇〇〇円
学校運営協議会委員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円

岐阜県告示第百九十五号		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		警察署等産業医		月額	三六、五〇〇円
岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十五条の規定により、規則第二条第八号に規定する統轄店（以下「統轄店」という。）、同条第九号に規定する集中店（以下「集中店」という。）及び同条第十号に規定する主管取扱店（以下「主管取扱店」という。）を次のとおり告示する。		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		警察非常勤医師		日額	一四、二〇〇円
令和七年四月一日		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		警察精神保健相談非常勤医師		日額	一四、二〇〇円
岐阜県知事 江 崎 禎 英		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		警察職員健康管理医		月額	一六六、六〇〇円
統轄店は株式会社十六銀行県庁支店とし、集中店は同銀行事務部とし、主管取扱店は別表に掲げる同銀行の店舗とする。		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		学校薬剤師		年額	一五九、九〇〇円
		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		学校歯科医		年額	四二〇、〇〇〇円
		告示		この規則は、公布の日から施行する。		附 則		学校医		年額	四二〇、〇〇〇円

別表			この告示は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。		
黒野支店	同	食品科学研究所、中央家畜保健衛生所及び岐阜本巣特別支援学校	店舗の名称	店舗の所在地	支払の事務を取り扱う地方機関
忠節支店	同	希望が丘こども医療福祉センター、精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、中央子ども相談センター、障がい者総合就労支援センター、障がい者職業能力開発校、ぎふ木遊館、岐阜北高等学校、岐阜商業高等学校及び岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜市	岐阜市	岐阜総合学園高等学校及び華陽フロンティア高等学校
三田洞支店	同	文化財保護センター及び岐阜城北高等学校	同	同	職員研修所、岐阜県税事務所、県民生活相談センター、岐阜保健所本巣・山県センター、岐阜地域福祉事務所、旅券センター、岐阜農林事務所、岐阜土木事務所及び岐阜教育事務所
高見支店	同	岐阜南警察署	同	同	岐阜高等学校、岐阜盲学校及び岐阜中警察署
北長良支店	同	長良高等学校及び長良特別支援学校	同	同	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、加納高等学校及び岐阜豊学校
あかなべ支店	同	岐阜北警察署	同	同	美術館、図書館及び岐南工業高等学校
長良支店	同	岐阜南警察署	同	同	美術館、図書館及び岐南工業高等学校
市橋支店	同	岐阜南警察署	同	同	美術館、図書館及び岐南工業高等学校
加納支店	同	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、加納高等学校及び岐阜豊学校	同	同	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、加納高等学校及び岐阜豊学校
西野町支店	同	岐阜高等学校、岐阜盲学校及び岐阜中警察署	同	同	岐阜高等学校、岐阜盲学校及び岐阜中警察署
県民ふれあい会館出張所	同	職員研修所、岐阜県税事務所、県民生活相談センター、岐阜保健所本巣・山県センター、岐阜地域福祉事務所、旅券センター、岐阜農林事務所、岐阜土木事務所及び岐阜教育事務所	同	同	職員研修所、岐阜県税事務所、県民生活相談センター、岐阜保健所本巣・山県センター、岐阜地域福祉事務所、旅券センター、岐阜農林事務所、岐阜土木事務所及び岐阜教育事務所
県庁支店	岐阜市	岐阜総合学園高等学校及び華陽フロンティア高等学校	岐阜市	岐阜市	岐阜総合学園高等学校及び華陽フロンティア高等学校

野一色支店	同	衛生専門学校
岐阜中央支店	同	歴史資料館
芥見支店	同	岐阜清流高等特別支援学校
柳津支店	同	羽島北高等学校及び岐阜羽島警察署
流通センター支店	同	自動車税事務所
羽島支店	羽島市	羽島高等学校及び羽島特別支援学校
各務原支店	各務原市	岐阜保健所、保健環境研究所及び各務原西高等学校
蘇原支店	同	各務原高等学校及び各務原警察署
東各務原支店	同	流域浄水事務所及び岐阜各務野高等学校
川島支店	同	消防学校及び水産研究所
高富支店	山県市	山県高等学校及び山県警察署
北穂積支店	瑞穂市	計量検定所
笠松支店	羽島郡笠松町	岐阜工業高等学校
北方支店	本巣郡北方町	農業技術センター、本巣松陽高等学校 岐阜農林高等学校及び北方警察署
大垣支店	大垣市	中央食肉衛生検査所、大垣東高等学校 及び大垣商業高等学校
大垣東支店	同	西濃県事務所、西濃県税事務所、西濃保健所、西濃子ども相談センター、情報科学芸術大学院大学、西濃農林事務所、大垣土木事務所、東海環状自動車道事務所、岐阜・西濃建築事務所、西濃教育事務所及び大垣警察署
大垣西支店	同	大垣西高等学校及び大垣工業高等学校
大垣南支店	同	大垣南高等学校、大垣特別支援学校及び西濃高等特別支援学校
大垣北支店	同	大垣北高等学校

高須支店	海津市	海津明誠高等学校、海津特別支援学校及び海津警察署
養老支店	養老郡養老町	大垣養老高等学校及び養老警察署
垂井支店	不破郡垂井町	不破高等学校及び垂井警察署
関ヶ原支店	不破郡関ヶ原町	岐阜関ヶ原古戦場記念館
安八支店	安八郡安八町	大垣桜高等学校
揖斐川支店	揖斐郡揖斐川町	揖斐県事務所、西濃保健所揖斐センター、揖斐農林事務所、揖斐土木事務所、揖斐高等学校、揖斐特別支援学校及び揖斐警察署
大野支店	揖斐郡大野町	わかあゆ学園
池田支店	揖斐郡池田町	池田高等学校
関支店	関市	関有知高等学校、関特別支援学校、中濃特別支援学校及び関警察署
東関出張所	同	関高等学校
西関支店	同	産業技術総合センター及び博物館
美濃支店	美濃市	中濃県事務所、中濃県税事務所、関保健所、動物愛護センター、中濃農林事務所、森林研究所、森林文化アカデミー、美濃土木事務所、美濃教育事務所及び武義高等学校
美濃加茂支店	美濃加茂市	可茂県事務所、可茂保健所、中濃子ども相談センター、国際たくみアカデミー、可茂農林事務所、中濃家畜保健衛生所、可茂土木事務所、中濃建築事務所、可茂教育事務所、加茂高等学校、加茂農林高等学校、可茂特別支援学校及び加茂警察署
可児支店	可児市	可児工業高等学校及び可児警察署
下恵土出張所	同	農業大学校、国際園芸アカデミー及び可児高等学校

八幡支店	郡上市	関保健所郡上センター、郡上農林事務所、郡上土木事務所、長良川上流河川開発工事事務所、郡上高等学校及び郡上警察署
白鳥支店	同	郡上北高等学校及び郡上特別支援学校
八百津支店	加茂郡八百津町	八百津高等学校
御嵩支店	可児郡御嵩町	東濃高等学校及び東濃実業高等学校
多治見支店	多治見市	多治見看護専門学校、セラミックス研究所、現代陶芸美術館、多治見高等学校、多治見北高等学校及び多治見工業高等学校
西多治見支店	同	東濃県事務所、東濃県税事務所、東濃保健所、東濃子ども相談センター、東濃農林事務所、多治見土木事務所、東濃建築事務所及び多治見警察署
中津川支店	中津川市	中津高等学校、坂下高等学校及び中津川警察署
南中津川支店	同	中津商業高等学校及び中津川工業高等学校
瑞浪支店	瑞浪市	瑞浪高等学校
恵那支店	恵那市	恵那県事務所、恵那保健所、恵那農林事務所、東濃家畜保健衛生所、恵那土木事務所、リニア推進事務所、東濃教育事務所、恵那高等学校、恵那農業高等学校及び恵那警察署
明知支店	同	恵那南高等学校
岩村支店	同	恵那特別支援学校
土岐支店	土岐市	土岐商業高等学校、東濃フロンティア高等学校及び東濃特別支援学校
妻木下石支店	同	土岐紅陵高等学校
高山支店	高山市	高山陣屋管理事務所、斐太高等学校及び高山警察署

西高山支店	同	飛騨県事務所、飛騨県税事務所、飛騨保健所、飛騨食肉衛生検査所、飛騨子ども相談センター、木工芸術スクール、生活技術研究所、飛騨農林事務所、畜産研究所、飛騨家畜保健衛生所、高山土木事務所、宮川上流河川開発工事事務所、飛騨建築事務所、飛騨教育事務所、飛騨高山高等学校、高山工業高等学校及び飛騨特別支援学校
古川支店	飛騨市	中山間農業研究所、古川土木事務所、吉城高等学校、飛騨神岡高等学校、飛騨吉城特別支援学校及び飛騨警察署
益田支店	下呂市	飛騨保健所下呂センター、下呂農林事務所、下呂土木事務所、益田清風高等学校及び下呂警察署
下呂支店	同	下呂看護専門学校及び下呂特別支援学校
東京支店	東京都中央区	東京事務所

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 令和七年四月一日 岐阜県知事 江 崎 禎 英	岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 令和七年四月一日 岐阜県知事 江 崎 禎 英
---	---

第二条に次の二号を加える。

十六 レンタイポータル 岐阜県行政情報ネットワークの利用者が容易に検索することができるよう体系的に構成された情報を提供するサイトをいう。

十七 立会人型電子契約サービス 県及び契約相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第二十九条第一項第五号中「(第七条第一項第四号に規定する往復文書で軽易な事案に関するものに限る。)」を削り、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 レンタイポータルにより施行する文書 主務課において掲載すること。

七 立会人型電子契約サービスにより施行する文書 主務課において承認すること。

第二十九条の二 文書取扱責任者は、第七条第四号に規定する往復文書で軽易な事案に関するもの限り、ファクシミリ又は電子メールにより施行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関に対し公印の押印を要しない文書(第七条第四号に規定する往復文書(通知に限る。))で軽易な事案に関するものに限る。)を施行しようとするときは、原則としてレンタイポータルにより施行しなければならない。

第三十条第一項中「前条第二項第一号」を「第二十九条第二項第一号」に改める。

第六十一条第一項第五号中「(第七条第一項第四号に規定する往復文書で軽易な事案に関するものに限る。)」を削り、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 レンタイポータルにより施行する文書 現地機関等において掲載すること。

七 立会人型電子契約サービスにより施行する文書 現地機関等において承認すること。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十一条の二 文書取扱責任者は、第七条第四号に規定する往復文書で軽易な事案に関するもの限り、ファクシミリ又は電子メールにより施行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関に対し公印の押印を要しない文書(第七条第四号に規定する往復文書(通知に限る。))で軽易な事案に関するものに限る。)を施行しようとするときは、原則としてレンタイポータルにより施行しなければならない。

第六十二条第一項中「前条第一項第一号」を「第六十一条第一項第一号」に改める。
別表第一清流の国づくり政策課の項を次のように改める。

総合政策課

総政

別表第一地域スポーツ課の項を次のように改める。

未来創成課

未創

別表第一競技スポーツ課の項及びねりんピック推進事務局の項を削り、同表脱炭素社会推進課の項を次のように改める。

省エネ・再エネ社会推進課

省再

別表第一私学振興・青少年課の項及び文化創造課の項から全国高等学校総文祭推進課の項までを削り、同表男女共同参画・女性の活躍推進課の項を次のように改める。

子ども・女性政策課

子政

別表第一子ども家庭課の項の次に次のように加える。

私学振興課

私学

男女共同参画推進課

男女

別表第一商工・エネルギー政策課の項中「商工・エネルギー政策課」を「商工労働政策課」に改め、同表観光国際政策課の項中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改め、同表国際交流課の項の次に次のように加える。

文化創造課

文創

文化伝承課

文伝

地域スポーツ課

地ス

競技スポーツ課

競ス

ねりんピック推進事務局

ね推

別表第一美術館の項から文化財保護センターの項まで及び女性相談支援センターの項を削り、同表わかあゆ学園の項の次に次のように加える。

女性相談支援センター

女相

別表第一旅券センターの項の次に次のように加える。

美術館

岐美

現代陶芸美術館

岐陶美

図書館

岐図

博物館

岐博

高山陣屋管理事務所

陣

文化財保護センター

文財セ

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜産業会館の項、三塚町職員アパートの項及び大井町職員アパートの項を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社